

山陽小野田市事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている事業者のみなさんに対する、山陽小野田市独自の支援制度の受付を6月1日から開始します。

新型コロナウイルスの影響で、令和2年2月から5月までの間、いずれかの月の事業収入が前年の同月と比較して、20%以上減少している中小企業・個人事業主等を対象に、1事業所当たり20万円を支給します。国の持続化給付金と重複して申請も可能です。

対 象	市内に事業所を有する中小企業もしくは個人事業主、または市内に住民登録のある個人事業主(みなし大企業は除く) ※医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人、フリーランスの人、2019年に創業した人も対象となります。
要 件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から5月までのいずれかの月の事業収入が、前年同月比(白色申告を行なっている場合は2019年の月平均の事業収入との比)で20%以上減少していること ②本給付金申請の段階で、今後も事業を継続する意思を有していること ③市税等の滞納がないこと ④暴力団その他反社会的勢力に該当しないこと
支 給 額	1事業者当たり20万円
申 請 期 限	令和2年7月31日(金)
申 請 方 法	【メール】 keizoku@city.sanyo-onoda.lg.jp 【郵 送】 〒756-8601 山陽小野田市役所 商工労働課 【窓 口】 商工労働課、山陽総合事務所、埴生支所、南支所、小野田商工会議所、山陽商工会議所へ提出(商工労働課以外は書類の受領のみ) ※新型コロナウイルス感染症予防対策のため、メールまたは郵送での提出にご協力ください。
提 出 書 類	支給申請書、誓約書兼同意書、確定申告書類の控えの写し、売上減少となった月の売上台帳等の写し、振込先口座が確認できる通帳の写し等、身分証明書の写し(個人事業主)、その他市長が必要と認める書類等
問 い 合 せ 先	商工労働課 (☎ 82-1150)

【予約制】各種支援に関する特別相談会

専門家による特別相談窓口を設置しています。

- 開催日時・開催場所 6月末までの週2回(火曜日:小野田商工センター,木曜日:山陽商工会議所)
- 小野田商工センター:6月2日,16日(9:00~16:00),6月9日(9:00~12:00),6月23日,30日(13:30~16:30)
- 山陽商工会議所:6月4日,18日,25日(13:30~16:30)
- 相談窓口 相談窓口各専門家(中小企業診断士,社会保険労務士),山陽小野田市,小野田商工会議所,山陽商工会議所
- 申込先 事前に電話で予約してください。
小野田商工会議所(☎84-4111) 山陽商工会議所(☎73-2525)
- 問い合わせ先 商工労働課(☎82-1150)